

平成 29 年度事業計画

本県経済の動向は緩やかな景気回復基調が続いているとされているが、地域経済、地場産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。当センターは県内の伝統工芸産地と連携を図り、継続して地場産品の普及と販路開拓に努める。さらに、地場産業の振興拠点施設としての機能を強化し、振興事業の充実を図るとともに、より効果的な事業運営に務める。

また、北陸新幹線の開業や産業観光への関心の高まりを背景に、高岡でのものづくり体験を首都圏等にも幅広くPRするほか、旅行エージェント等に対してもこれまで以上に積極的に情報提供を行い、本施設への誘客活動に努める。

【公益目的事業】

1 地場産業拠点施設運営事業

(1) 高岡地域地場産業センター設置管理事業

適宜清掃や修繕により、利用しやすい施設運営を図る。

(2) 施設貸出事業

公益目的事業に合致した事業を行うものについて、施設の貸出を行う。期間・利用料について施設利用規程に基づき優遇措置を行う。

2 地場産業普及開拓事業

(1) 販路開拓事業

県内の伝統工芸産地と連携を図り、首都圏等において地場産品の普及と販路開拓に努める。

(2) 地場産品普及事業

①全国の地場産業振興センター等が開催するイベントへの出展等

全国の地場産業振興センター等が開催するイベントに伝統的工芸品や地場産品等を出展・紹介し、高岡地域の地場産品のPRを行う。

②観光関連事業への参加

富山県や高岡市等が実施する出向宣伝事業に参加し、地場産品情報の発信に努める。

③高岡地域地場産業センター展示場を利用した県内地場産品情報の提供

伝統的工芸品をはじめとした県内地場産品の展示紹介を行い、消費者によりわかりやすい展示とする。また、季節ごとの企画展示の充実を図り、より興味を深めてもらえるよう工夫しながら、来館者の増加に努める。

④「高岡御車山会館ギャラリーショップ」の運営

山町筋において、伝統的工芸品を中心とした地場製品の展示を行い、地域内外の方々へ魅力的な情報発信に努める。

(3) 来館者誘致事業

新高岡駅の新高岡駅観光交流センター・高岡御車山会館ギャラリーショップにおいて、当センターのポスターを継続掲示し、3施設相互の誘客に努める。また、県内外の旅行エージェント等に対して地場製品や当センターの情報提供を行い、来館者の誘致に努める。

(4) 地場産業情報提供事業

①ホームページ等を利用した情報発信

ホームページ等を活用し、財団事業についての概要説明や情報提供の充実を図り、産業や商品の魅力などの情報発信に努める。

②高岡地域地場産業センター展示スペースを利用した情報提供

展示場の伝統工芸士コーナー・季節ごとの企画コーナーさらには、セット商品の充実を図るとともに、1階ロビー、2階ホールロビーなどを活用し、展示事業による情報提供を図る。

③県内地場製品の情報提供を目途とした産業資料館の充実

3 人材育成事業

(1) 青少年育成事業

小・中・養護学校の児童・生徒の体験実習を支援するため体験工房、展示販売場、産業資料館を活用し、伝統的工芸品への理解と「ものづくり」への関心を高める。また、児童生徒の指導を行う教職員への研修事業に対しても支援を行う。

(2) 工芸技術体験普及事業

広く一般市民に対し、工芸技術が体験できる機会を提供する。また観光者や若い人たちが気軽に体験できるような内容を企画し新たな人材の普及に努める。

(3) 産学官連携事業

引き続き漆園場において漆木の育成を行う。また、富山県の伝統的工芸品を広く消費者に対して周知を図り、ものづくりのまちとしての魅力を発信する事業に取り組む。

4 地場産業支援事業

(1) 商品開発支援事業

①商品開発支援

企画毎にユーザーのニーズ把握に努め業界へと還元する。

②POS管理によるマーケティング情報の提供

展示場での販売実績に基づくデータを活用し、消費者ニーズや購買動向の分析を行い業界へ還元する。

(2) 産業支援事業

①事務運営による団体支援

・富山県伝統工芸士会事務局の運営
総会、役員会の開催や富山県伝統工芸士展等を支援する。

・富山県伝統産業協議会事務局の運営

②その他団体に対する事務補助、支援

公益目的に合致する任意団体等の活動に対し助成を行う。

5 技術継承支援事業

高岡地域文化財等修理協会の事務局として、現地調査や見積作成、依頼者との連絡調整を行う等、協会の機能強化を図るための事務的支援を行う。

また、山車等の修理における修理工程の記録や、作業工程・計測データの収集を行い、工芸技術の保存継承に資する資料の整備に取り組む。

【収益目的事業】

1 施設貸出事業

ホール・会議室など、館内環境の整備に努め、一層の利用率向上を図る。

2 一般品目販売事業

施設利用者の便に供するような飲料品、観光土産品等、公益目的には合致しない商品については、展示場販売額の1割を目安に取り扱いを継続する。